

令和 7 年度 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づく随意契約に関する公表

令和 7 年 6 月 2 7 日現在

1. 契約締結前の公表

2. 契約締結後の公表

No.	所管課	契約内容 (物品又は役務の名称)	契約 予定時期	契約の相手方の 決定方法と選定基準	契約金額 (税込／円)	契約相手 方の名称	契約 締結日	履行期間又は 納入期限	契約の相手方 とした理由
1	環境課	資源物分別作業業務(武雄市リサイクルセンター)	令和 7 年 4 月 1 日	・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により契約相手方がシルバー人材センターであること。 ・高齢者の再雇用を促進する。 ・予定価格の範囲内であること。	(最低賃金改定前) 1,147 円／時間 (税別) (最低賃金改定後) 1,212 円／時間 (税別) ※別途従業員の通勤距離に考慮して通勤手当あり	公益社団法人佐賀県シルバー人材センター	令和 7 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであり、該当団体が 1 団体であったため。
2	財政課	三間坂駅公衆トイレ清掃業務	令和 7 年 4 月 1 日	・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により契約相手方がシルバー人材センターであること。 ・高齢者の再雇用を促進する。予定価格の範囲内であること。	1,131.2 円／回	公益社団法人 武雄市シルバー人材センター	令和 7 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日	該当団体が 1 団体であったため
3	財政課	庁舎駐車場車両整理業務	令和 7 年 4 月 1 日	・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により契約相手方がシルバー人材センターであること。 ・高齢者の再雇用を促進する。予定価格の範囲内であること。	3,309.6 円／1 日 1,103.2 円／延長 1 時間当たり	公益社団法人 武雄市シルバー人材センター	令和 7 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日	該当団体が 1 団体であったため

4	福祉課	武雄市身体障害者等訪問入浴サービス事業業務委託	令和 7 年 4 月 1 日	自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 の規定による障害福祉サービス事業を行う施設及び事業所	武雄市地域生活支援事業費用徴収規則に基づく額	・セント ケア九州 株式会社 ・介護サ ー ビ ス ohana 合 同会社	令和 7 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	訪問入浴サービス事業の実施に当たり適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に訪問入浴サービス事業を委託する契約のため
5	福祉課	武雄市障害者等日中一時支援事業業務委託	令和 7 年 4 月 1 日	自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 の規定による障害福祉サービス事業を行う施設及び事業所	武雄市地域生活支援事業費用徴収規則に基づく額	社会福祉 法人 慈 光会 ほか 19 社	令和 7 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	日中一時支援事業の実施に当たり適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に、日中一時支援事業を委託する契約のため
6	福祉課	武雄市障害者等外出支援事業業務委託	令和 7 年 4 月 1 日	自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 の規定による障害福祉サービス事業を行う施設及び事業所	武雄市地域生活支援事業費用徴収規則に基づく額	社会福祉 法人 ナ イスラン ド 北 方 ほか 12 社	令和 7 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	外出支援事業の実施に当たり適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に、外出支援事業を委託する契約のため
7	健康課	高齢者軽度生活援助事業(独居高齢者等の住居周りの除草作業等)	令和 7 年 4 月 1 日	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。予定価格の範囲内であること。	単価契約	公益社団 法人武雄 市シルバ ー人材セ ンター	令和 7 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日～令 和 8 年 3 月 31 日	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

8	都市政策課	きたがた四季の丘公園除草及び清掃作業等業務委託	令和7年4月	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当するシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。	1,174,118 円	公益社団法人武雄シルバー人材センター	令和7年4月1日	令和7年4月1日～令和8年3月31日	該当団体が1団体であったため。
9	都市政策課	公園トイレ清掃業務委託	令和7年4月	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当するシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。	1,176,442 円	公益社団法人武雄シルバー人材センター	令和7年4月1日	令和7年4月1日～令和8年3月31日	該当団体が1団体であったため。
10	都市政策課	都市公園等除草作業業務委託	令和7年4月	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する障害者支援施設であること。障がい者の自立支援のための雇用を促進する。	1,049,046 円	社会福祉法人 天童会 障害福祉サービス事業所 いぶき村	令和7年4月1日	令和7年4月1日～令和8年3月31日	障害者自立支援施設（就労継続支援 B 型）から役務の提供を受けることにより、障がい者の雇用促進と一般就労を目指すための訓練の場として位置付けており、これまでも同様の業務を委託していたが、適切に履行されている。
11	都市政策課	公園等除草作業業務委託	令和7年4月	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する障害者支援施設であること。障がい者の自立支援のための雇用を促進する。	1,156,412 円	株式会社 愛まんでん	令和7年4月1日	令和7年4月1日～令和8年3月31日	障害者自立支援施設（就労継続支援 B 型）から役務の提供を受けることにより、障がい者の雇用促進と一般就労を目

									指すための訓練の場として位置付けており、これまでも同様の業務を委託していたが、適切に履行されている。
12	商工課	工業団地等草刈・伐採業務	令和 7 年 6 月	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に該当するシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。	1,294,040 円	公益社団法人武雄シルバー人材センター	令和 7 年 6 月 27 日	令和 7 年 6 月 27 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日	該当団体が 1 団体であったため